

子ども未来応援基金 募集要領

1 目的

富士見市内で生活困難等により支援が必要な子ども・若者を対象とする事業を行う団体に対し、「子ども未来応援基金」から助成金を交付することにより、子ども・若者の居場所づくりを推進することを目的とする。

2 助成金の対象事業

- (1) 子ども・若者の学習支援運営事業
- (2) 子ども食堂の運営事業
- (3) その他、子ども・若者の支援に関し必要と認められる事業

3 助成金の種類（申請額は千円単位とする）

種類	限度額（1 団体）	対象経費
事業準備経費助成金	200,000 円	備品購入費、施設改修費 事業開始に伴う初期経費
事業運営経費助成金	1 年度 150,000 円	食材費、光熱水費、消耗品費、会場使用料、 印刷製本費、保険料、報償費、通信費、 保菌検査費、講習受講料、事業運営に必要 と認められる経費 <u>※宿泊のための経費並びに団体内部研修 及び親睦のための経費は、対象外</u>

※いずれの助成金も人件費は、対象外とする。

4 対象団体

「3 助成金の対象事業」を行う団体であって、かつ以下の要件を満たすこと。

- (1) 富士見市内で、子ども・若者の居場所づくり事業が運営できること
- (2) 富士見市民が運営に携わり、代表者、運営スタッフ及び協力者等の人員が確保できること
- (3) 居場所づくり事業活動が、1 年以上あること又は 1 年以上の継続が見込めること
- (4) 月 1 回以上、居場所づくり事業が運営できること
- (5) 居場所づくり事業の参加者（子ども・若者）の費用負担が無料又は実費程度のものであること
- (6) 事業運営上、安全面及び衛生面について、適切に管理されていること
- (7) 居場所づくり事業参加者の個人情報適切に管理されていること
- (8) 地域へ適切な周知を図り、対象となる子ども・若者の参加を促す取組を行えること

5 申請方法

(1) 提出書類

1	富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金交付申請書（様式第1号）
2	事業計画書（様式第2号）
3	収支予算書（様式第3号）
4	子ども未来応援基金助成金に関する誓約書（様式第4号）
5	団体の活動がわかるもの 会則（定款）、役員（会員）名簿及び事業内容を説明したもの（設立趣旨書等）
6	その他（富士見市社会福祉協議会長が必要と認める書類） ※場合により、対象経費の見積もり書

※富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金交付要綱・募集要領・申請書類等は、
本会ホームページよりダウンロードできます。

富士見市社会福祉協議会 「<http://www.fujimi-shakyo.or.jp/>」

注）書類に不足がある場合は、受理ができません。また、原則提出書類の返却はできません。

(2) 申請受付期間

毎年1月4日～1月31日 9～17時（土日・祝日は除く）

富士見市社会福祉協議会事務局へ提出して下さい。※郵送の場合、1月31日必着となります。
尚、上記期間以降も、随時の申請受付は実施しております。

※但し、11月末日が申請最終締め切りとなります（郵送の場合、11月末日必着）。

6 助成金の交付

(1) 交付可否の通知

審査の上、助成金交付の可否について決定します。

その後、2～3月中に「富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金交付
決定・却下通知書（様式第5号）」を申請者へ通知します。

(2) 交付請求の手続き

助成金の交付決定を受けた者は、速やかに「富士見市社会福祉協議会子ども未来
応援基金助成金交付請求書（様式第6号）」を提出して下さい。

※新年度分は、4月より助成金の交付を開始します。

※随時申請の場合、交付までには2か月程度要する見込みです。

7 留意事項

(1) 助成金の返還

被交付者は、対象となる事業に係る助成金に余剰が生じた場合には、その余剰の
範囲内で速やかに助成金を返還するものとする。

(2) 助成金対象事業の変更等

- ・助成金の交付を受けた者は、対象となる事業の内容変更又は事業の中止を行う場
合、事前に富士見市社会福祉協議会長の承認を受ける。

- 上記の承認を受けた事業に係る助成金について、余剰が生じる場合は返還しなければならない。
- 上記の承認を受けた事業に係る助成金について、追加交付が必要な場合、助成金限度額内にて交付することができる。

(3) 事業報告

助成金の交付を受けた者は、翌年4月30日までに、以下を提出して下さい。

1	富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金事業実施報告書 (様式第7号)
2	収支決算書(様式第8号) ※事業準備経費助成金は、領収書等の支出がわかるものを添付
3	事業の実施状況等がわかる写真、参加者を募るチラシ 及びその他実施実績を示す書類等

(4) 助成金の交付取消し

助成金を受けるものが、次のいずれかに該当する場合は、助成金の一部又は全部を返還していただきます。

- 助成金辞退の申し出があったとき
- 「富士見市社会福祉協議会子ども未来応援基金助成金交付要綱」に定める事項に違反する行為があったとき
- 偽りその他不正な行為により、助成金の交付を受けたことが明らかになったとき

8 問い合わせ先

〒354-0021

富士見市鶴馬 1932-7 市民福祉活動センター「ぱれっと」内

富士見市社会福祉協議会事務局

電話) 049-254-0747

FAX) 049-255-4374